

【別紙様式】

栗原市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	第3期指定管理料調整助成金		
総事業費 (千円)	27,819千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	27,819千円
事業概要	<p>①目的 指定管理者が管理している公共施設は、単にその施設の運営のみではなく、コミュニティの拠点としての役割や、観光、産業、教育、防災等の中心的な役割を担っていることからその存続は不可欠であるため、新型コロナウイルス感染症に伴う収入等への影響を緩和し、雇用の維持や事業の継続に寄与するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 条件を満たす指定管理者への支援金の交付 次の計算式により得られた金額（基礎額）が100千円以上の減額となっている指定管理施設を対象とし、その基礎額の8割を支援額とする（千円未満切り捨て） (イ)基礎額＝令和3年2月から7月までの収入影響額+支出影響額 基礎額×0.8＝支援額 【上限額】 1施設あたり 15,000千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 指定管理料を支出している施設 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルス感染症の影響により、収支影響額が前々年同期間と比較して減額となっている施設の指定管理者</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、指定管理施設の事業運営が継続されることにより、コミュニティの拠点としての役割や、観光、産業、教育、防災等の中心的な役割が保たれる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>指定管理施設は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業収入の大幅な減少により、令和3年2月～令和3年7月の業績が悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>条件を満たす指定管理者を交付対象者として助成金を交付し、指定管理施設の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		